

秋田県公報

目 次

告 示

- 平成二十一年度毒物劇物取扱者試験の実施(二八八・医務薬事課)……………1
- 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限のための公聴会(二八九・自然保護課)……………1
- 肥料の登録の有効期間の更新(二九〇・水田総合利用課)……………1
- 環境影響評価方法書の作成及び縦覧(二九一・港湾空港課)……………2
- 特 告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………2
 - 特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)……………2
 - 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………2

告 示

秋田県告示第二百八十八号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成二十一年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」という。)第八条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十一年九月十七日(木)午後一時三十分から午後四時

時まで

(二) 場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎八階大会議室

二 試験の種類

- (一) 一般毒物劇物取扱者試験
- (二) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

(一) 筆記試験

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験(筆記による)

毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書(各保健所で配布) 二部

(二) 添付書類

- (1) 戸籍抄本又は住民票(本籍地の記載のあるもの) 一通
- (2) 写真(受験願書提出前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの) 一枚

五 受験願書受付期間及び場所

(一) 受付期間

平成二十一年七月一日(水)から同月三十一日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

郵送による場合は、七月三十一日までの消印のあるものに限って受け付ける。

(二) 受付場所

住所地为所管する保健所(地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所)に提出すること。

六 受験手数料

(一) 額

一万五百円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。合格者の発表

平成二十一年十月上旬に県庁正面公告板に受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

八 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課薬務・看護班(電話〇一八―八六〇―一四〇七)

秋田県告示第二百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第六項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 日時 平成二十一年七月十七日午前十時

二 場所 南秋田郡大潟村字中央―一大潟村役場第一会議室

三 案件 大潟村オスイタチ捕獲禁止区域の指定について

四 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課

(〇一八―八六〇―一六一三)

秋田県告示第二百九十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	秋田県 第二九九号	肥料の種類 及び名称	混合有機質肥料 「米の精」肥料7号	保証成分量(%) その他の規格	窒素全量 五・〇% りん酸全量 二・〇% 加里全量 一・〇%	氏名又は名称	株式会社 サンワイズ	住 所	秋田県秋田市保戸野鉄砲町四番地二 十五号	更新後の登録の有効期間	平成二十一年七月二十五日か ら平成二十四年七月二十四日 まで
------	--------------	---------------	----------------------	--------------------	--------------------------------------	--------	------------	-----	-------------------------	-------------	--------------------------------------

秋田県告示第二九九十一号

秋田県環境影響評価条例(平成十二年条例第百三十七号)第五
条第一項の規定により、環境影響評価方法書(以下「方法書」と
いう。)を作成したので、同条例第七条の規定に基づき、次のと
おり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有す
る者は、知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年六月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (一) 名称 秋田県
 - (二) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
 - (三) 主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目一番一号
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - (一) 名称 能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場建設
事業
 - (二) 種類 産業廃棄物最終処分場の設置の事業
 - (三) 規模 埋立処分の用に供される場所の面積 約二十四ヘク
タール
- 三 対象事業が実施されるべき区域 能代市地先公有水面
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地
域の範囲 能代市
- 四 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- 五 縦覧場所
 - (一) 縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部港湾空港
課
 - (2) 能代市宇大森山一番二号 秋田県能代港湾事務所
 - (3) 能代市上町一番三号 能代市行政情報コーナー
 - (二) 縦覧期間 平成二十一年六月十九日(金)から同年七月二
十一日(火)まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除
く。)
 - (三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事
項

- (一) 提出期限 平成二十一年八月四日(火)
- (二) 提出先 五の縦覧場所に同じ
- (三) 意見書の提出に必要な事項 意見書の様式は任意のものとし、意見書には次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の
規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の
とおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づ
き、公告する。

平成二十一年六月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 凛々会
- 三 代表者の氏名 佐 藤 成 輝
- 四 主たる事務所の所在地 秋田県仙北郡美郷町金沢西根字中大久保九十一番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、自宅介護及び援助が必要な障害者や高齢者に対して、その社会的自立と生活の質的向上のために、地域に根ざした介護サービスを提供することにより、安心して住みなれた

地域で暮らしていくことができるよう、地域の福祉活動の発展
に寄与することを目的とする。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方
公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令
(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示
する。

平成二十一年六月十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 秋田県大気汚染常時監視テレメータシステム
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番二号
 - 三 落札者を決定した日 平成二十一年五月二十八日
 - 四 落札者の名称及び住所 グリーンブルー 株式会社 横浜市神奈川区西神奈川一丁目
十四番十二号
 - 五 落札金額 三千百九十二万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
 - 七 一般競争入札の公告を行った日 平成二十一年四月十七日
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項
の規定により、北秋田市綴子土地改良区から申請があった定款変
更について、平成二十一年六月十二日認可したので、同条第三項
の規定に基づき、公告する。
- 平成二十一年六月十九日
- 秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
Email:matsubar@matubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄